

令和4年9月27日

施設長様

枚方市保健所長

給食提供施設における「特定給食施設開始届出書」及び「特定給食施設に準ずる施設開始届出書」の提出について（依頼）

平素は、公衆衛生行政にご協力いただきお礼申し上げます。

さて、給食提供のある施設のうち、提供食数等により対象となる施設は、健康増進法、枚方市行政指導指針に基づき、「特定給食施設開始届出書」及び「特定給食施設に準ずる施設開始届出書」の提出が必要です。下記を参照いただき、貴施設が対象となり未提出の場合は、速やかに提出をお願いいたします。

また、届出をする施設は、年2回の栄養管理報告書の提出が必要ですので、ご対応をお願いいたします。

#### 記

#### 1. 「特定給食施設」及び「特定給食施設に準ずる施設」について

- ・「特定給食施設」とは、  
特定の者に対し、継続的に 1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設  
【健康増進法】
- ・「特定給食施設に準ずる施設」とは、
  - ①特定の者に対し、継続的に 1回50食以上又は1日100食以上の食事を供給する施設
  - ②病院及び介護保険施設（特定給食施設を除く施設） 【枚方市行政指導指針】

#### 2. 届出の様式と提出方法について

##### 【様式】

「特定給食施設」及び「特定給食施設に準ずる施設」の該当する方の開始届出書を枚方市保健所保健医療課のホームページからダウンロードしてください。

URL: <https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000002625.html>

（「枚方市 特定給食施設等に関すること」で検索）

##### 【提出方法】

上記ホームページでご確認ください。

#### 3. 栄養管理報告書について

上記ホームページでご確認ください。

##### 〈お問合せ先〉

枚方市保健所保健医療課 栄養指導員 原  
住所：〒573-0027 枚方市大垣内町 2-2-2  
電話：072-807-7623 FAX：072-845-0685  
E-mail：hoiryo@city.hirakata.osaka.jp